

朝鮮における一九一四年の行政区画改正について

——郡区画の検討を中心に——

山 田 正 浩

はじめに

朝鮮における地方区画を歴史的にみると、上位のものから道、郡、面、里、洞があげられる。高麗、李朝を通じて制度上の変化、名称の変更などがあったが、区画の大枠は変えられことなく日本統治時代に至る。李朝末、日本の影響が強まる中で地方制度、地方区画の改正が試みられるが、その多くは実効をみるのがなく、したがって日本統治時代の初期、一九一四（大正三）年に行なわれた地方区画の改正は数百年の歴史の中で特に大きな変化であったといえる。日本の支配が始まるころ、朝鮮の地方区画について、区域が複雑で錯綜していること、境界が不明確であることなどがしばしば指摘され、区画改正は必須のものとされていた。即ち、区画改正は単に行政機構の整備という意味で考えられるだけでなく、同時期に併行して進められた土地調査事業、測量と地形図の作成と並んで、「土地把握」という朝鮮支配のもっとも基礎的な部分にもかかわりあうものであったのである。この区画改正について、施政三十年史は統治開始時の方針を、

……又府郡面の存廢並びに其の区域の変革は、民心に影響を及ぼすこと大なるを以て此の二つは当分其の儘とし、漸進主義を取って徐ろに改善を施すこととした(3)。

と述べ、統治開始時の混乱と抵抗を考慮したことを伝えている。ここに言う「当分」とはどの程度の期間を考えたものか判然としないが、実際に新行政区画が成立するのは併合から四年後のことであり、むしろその必要性の故に一挙に強行したといえよう。この時成立した地方区画は、部分的な変更がみられたものの日本統治期を通じて存続した。また、独立後の韓国においても合併や境界線の変更等の変化はあるが、その大枠においてはこの時成立した区画が利用されている(4)。

我々が朝鮮の地方区画の中でとくに郡に関心をもつのは、これが歴史上、地方区画の中でとりわけ重要、かつ基本的な意味をもつものであったからである。李朝時代の郡(5)についての研究から要約すれば次のような点が指摘できよう(6)。

- ① 李朝の地方官制では郡が地方行政の末端であり、在地勢力(在地両班層)との接点という意味を持っていた。即ち、郡は中央から派遣された行政官としての守令(守令)と、地元出身者からなる補佐機関(郷庁)から構成されていた。
- ② 実際の郡の運営については、この補佐機関の役割が大きく、中央の統制が弱まると実質的に郡運営を左右する傾向もみられた。こうして在地勢力にとって郡がもっとも直接的な活動の舞台であった。

③ 両班層は同時に儒教文化の担い手であった。が、儒教上の祭祀組織、教学組織なども郡を単位に展開され、郡が文化的な面でも重要な地方単位であった。

本稿はさしあたって一九一四年の区画改正の内容を中心に検討するにとどめる。ここ述べた郡の地方単位としての

意味、その近代以降の変容については最後に簡単にふれることとし、詳細は他日を期したいと思う。

I 一九一四（大正三）年の地方区画改正

総督府による地方区画の改正は、道、府、郡については一九一三（大正二）年一二月、総督府令によって公布され、翌一九一四年三月一日をもって施行された。また、面については各道の道令によって公布、施行されている。面については道によって若干の違いはあるが、府・郡の施行とはほぼ時を同じくして一九一四年四月までに朝鮮全土で実施された。一三年中約一ケ年がこの区画改正のための準備期間にあてられ、府令・道令の違いはあるがいずれも各道庁が改正作業の中心となったものである。一旦施行されたのち、一九二一（大正一〇）年ころまで部分的な修正が行なわれた。修正は末端の里・洞の区画改正（名称改正を含む）に関する小範圍のものが多く、おりから進行中の土地調査事業との関連も考えられよう。新区画が最終的に確立してゆく一九一〇年代後半は、同時に府制、島制、面制が順次実施に移され、日本統治初期の地方制度が確立してゆく時期でもあった。

ここで区画改正の際の基準とされたものをまとめてみると、

- ① 郡の面積はおよそ四十方里、面は約四方里。
- ② 郡の人口規模は一郡一〇万人、北部はその半数。面は一万人を基準とする。
- ③ 新郡庁、面事務所はできるだけ旧来のものを使用する。
- ④ 境界線の設定にあたって、整備すべきものとして、(イ)飛地および甚しい斗入地。(ロ)境界不明のもの、または錯綜しているもの。(ハ)河川流路の変更によって飛地の状態になっているもの。

⑤ 境界線設定の基準線としては、(イ)道路・溝渠・河川の場合はその中央。(ロ)山嶺は分水線。(ハ)海岸は満潮時の水陸分界線。

等々があげられる(8)。このうち、面積基準を説明した部分に、「……最も初めは郡は二十方里、面は二方里の方針で調査したが、種々の支障があり……」とあって、作業途中で計画規模を二倍に変更したことがわかる。変更された理由については、「種々の支障があり」とだけ述べられて、具体的には何も説明されていない(9)。この当初の基準は旧郡・面、とりわけ南部諸道における旧郡・面積の平均値に近く、これを考慮した上での基準であったのではなからうか。この基準で作業を進めていたとすると「合併」は必ずしも必要でなく、当初の予定が区画の統合・拡大より区画の明確化(境界の簡明化)により重点が置かれていたと考えられるのである。また、北部諸道では、旧郡・面を分割する作業になるはずであった。結果的には計画規模が二倍に拡大され、これによって区画改正が進み、一三道、一二府、二二〇郡(10)、二五一七面の新しい区画が設定されたのである。道・府の数はそれまでと変わらず郡は九七を減じ、面は一八三四を減じることとなった。

府はそれまでの一二府がそのまま変更なく新制度のもとでの府に移行した。中で平安北道新義州府の場合、もとの義州府域のうち新義州市街地が独立したものである。本来の中心地であった義州は、別れて義州郡となったから、このみは実質的に新しい府ということができよう。その他の府も区域は市街地の部分に限定され、旧府が周辺の農村部を含み郡にならぶ規模をもっていたのに対し、新府域はいちじるしく縮小されたのである。府域を市街地に限定するのは当時の日本の市域のスタイルといえるが、それ以上に、府には地方区画の中でもっとも早く自治体としての機能を与える予定であり、その範囲を日本人が集中して居住する市街地の部分に限定しようとしたものである。

第1表 1914年区画改正による府・郡数の変化

	改正前	改正後
	総数(府+郡)	総数(府+郡)
京畿道	38 (2+36)	22 (2+20)
忠清北道	18 (0+18)	10 (0+10)
忠清南道	37 (0+37)	14 (0+14)
全羅北道	28 (1+27)	15 (1+14)
全羅南道	29 (1+28)	23 (1+22)
慶尙北道	41 (1+40)	24 (1+23)
慶尙南道	29 (2+27)	21 (2+19)
黄海道	19 (0+19)	17 (0+17)
平安南道	19 (2+17)	16 (2+14)
平安北道	21 (1+20)	20 (1+19)
江原道	25 (0+25)	21 (0+21)
咸鏡南道	14 (1+13)	17 (1+16)
咸鏡北道	11 (1+10)	12 (1+11)
計	329(12+317)	232(12+220)

善生永助：朝鮮の聚落前篇 P. 536 および
越智唯七：新旧対照全道府郡面里洞名称一覽 による。

新郡一郡を作るといふのがもっとも一般的なタイプとなった。

北部の場合、郡数の変動はきわめて少なくそれぞれの郡域に出入は認められるものの、合併例は各道とも少数にとどまる。したがって南部とは対照的に、旧郡一郡がほぼそのまま新郡一郡を形成するものが典型的といえよう。最北部をしめる咸鏡南・北両道は逆にわずかながら郡数の増加をみる結果となった。ただ、咸鏡北道の場合は、

郡は改正前、朝鮮全土で三一七を数えたが、廃合の結果九七を減じて二二〇となった。約三割の減少をみたのである。しかし道別に改正前後の比較をすると道によって変化の様子が異なり、南部の各道での郡の合併、改変が目立ち、これに対して北部ではその変化がきわめて小さい。いま第1表中の京畿道から慶尙南道までの七道をとると旧郡二二二郡から新郡二二三郡へと九一の減少を示し、郡合併のほとんどすべてが南部で行なわれたことがあきらかである(1)。この結果、京畿道、忠清北道、全羅北道、慶尙北道ではそれぞれ半数近くまで郡の数が減少し、忠清南道では旧郡三七郡が半数以下の一四郡に整理統合された。これらは第2表にみるように、この地方が、面積規模、人口規模ともに小さい郡に分かたれていたことに対応するものである。こうして南部についてみると、旧郡二郡をあわせて

第2表 道別旧郡、新郡の平均規模
(面積と人口)

	1 郡あたり面積(方里)		1 郡あたり人口(人)	
	旧郡	新郡	旧郡	新郡
京畿道	21.9	41.4	47,000	75,000
忠清北道	26.7	48.1	42,000	75,000
忠清南道	14.2	37.5	30,000	80,000
全羅北道	19.8	39.5	40,000	80,000
全羅南道	31.0	40.9	65,000	85,000
慶尙北道	30.0	53.5	50,000	88,000
慶尙南道	27.5	41.8	60,000	88,000
黄海道	57.1	63.8	69,000	77,000
平安南道	50.9	69.0	60,000	75,000
平安北道	87.8	97.0	60,000	65,000
江原道	68.1	81.1	46,000	55,000
咸鏡南道	148.1	130.0	88,000	75,000
咸鏡北道	199.9	119.8	48,000	46,000

(大正9年最近朝鮮事情要覧により作成、人口は大正7年のものを用い、1,000人単位の概数で示した)

旧清津府域のうち市街地を除く部分が独立して一郡(富寧郡)となったための増加で、他の郡はその区域に一部変化があったものの、すべて新郡にそのまま移行し、この改正時におけるもつとも変化の少ない例となっている。

以上のように改正前後の郡数の変化をみると、南部と北部との間にきわだった相違が認められる。また、郡区画の部分的な改変も南部に より多く、これもあわせて新郡区画成立にあたって改変の度合は、南部においていちじるしく大きかったといえるのである。

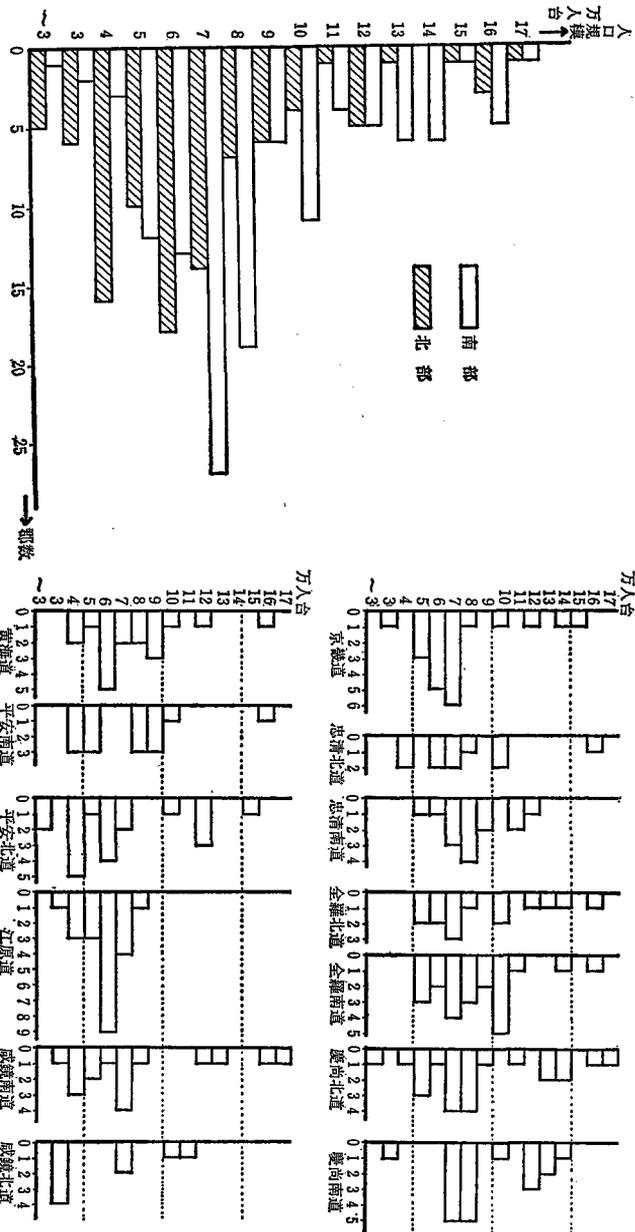
II 新郡区画についての検討——規模、区画(境界)、郡庁所在地、郡名——

以上の経過で再編成された郡区画について、新郡の規模・区域(境界)を中心に検討を進めてみよう。区画改正時の基準・方針がどのように反映されているか、また、改正の過程で地方差がどのようにあらわれてくるかを検討してみようというわけである。なお、簡単に郡庁所在地、郡名にもふれることとする。

。面積規模と人口規模 新しく成立した郡について、各道ごとの平均面積を求めると(第2表)、南部ではほぼ四〇

方里、江原道と平安北道は六〇〇一〇〇方里、咸鏡南、北両道は一〇〇方里を越える値を示し、最小の忠清南道（三七・五方里）に比較して最大の咸鏡南道（一三〇・〇方里）は三倍以上の面積規模をもった。この中で南部の各道が一律に基準規模にきわめて近い平均規模をもつ点が特に目立っている。南部諸道のうち忠清北道（四八・一方里）と慶尚北道（五三・五方里）がやや大きい平均規模を示すがこれはこの両道が太白山脈、小白山脈の山地を含むため、と考えられよう。人口規模では各道ともに基準より小さい値を示す点を考慮すれば、南部の各道での新郡設定にあたっては、面積規模を第一の基準とした編成が進められたといえよう。一方北部の各道はいずれも基準を大きく上まわる規模をもつこととなった。山地部を多く含み、人口密度の低い北部にあつて人口規模が過小になるのをさけたもので、南部とは逆に人口規模により重点を置いて新郡の編成が進められたともいえよう。また改正時での郡数の変動が少なかったため、旧郡の規模を引きつゞ結果になつたわけである。

また人口規模（第2表に示した数値は一九一八年の統計をもとに千人を単位とした概数で示したもの¹⁹）についてみると、郡当り一〇万人という基準に達する道はないが、南部の各道では七、五〇九万人の間ではほぼ等しく、加えて北部のうち黄海道・平安南道・咸鏡南道も七万人台と、南部に近い平均規模を示している。北部の場合、計画規模は南部の半分の五万人とされたが、咸鏡北道がこれに達しないのみで、江原道、平安北道は五万人を上まわる値を示し、先述の黄海道ほか二道は南部に匹敵する規模となった。こうして各道の平均規模をとると、南部、北部を通じてかなり均一的な数値が並んでいる。統計が、改正作業の年から五年後のもので、この間に人口は約一割の増加をみているから¹⁹、改正時においてはおよそ七〇八万人というのが、多くの道で考えられた郡の平均人口規模であつたといえよう。また改正前の旧郡の人口規模をみると、南部が小さく北部が大きい傾向にあつたが、南部において統廢合



第1図 規模別割数—南部と北部の比較および各道別—(1925年統計による)

が進んだ結果、逆に南部各道の方がやや大きい人口規模を示すこととなった。

個々の郡の人口規模、それが特定規模に集中してあらわれるかどうかを知るために、やや時期が下るが一九二五年

の統計をもとに規模別に郡数を整理したのが第1図である。南部では七万人台のものが二七郡を数えて最も多く、八万人台が一九でこれに次ぐ。両者あわせて七十九万人の人口規模をもつ郡は四六郡で、南郡の一・二・三郡の四割近くがここに集中し、この時点でのもっとも平均的な規模といつてよからう。またその上下の幅を一人広げて五〇一〇万人台の間をとると、八八郡がこれに含まれ、総数の七割強であった。北部の場合、分布の中心は四七万人台に求められ、南部に比べてやや規模の小さい郡が多かったことを示している。この中では六万人台のものが一八郡でもっとも多く、四万人台（二六郡）、七万人台（一四郡）がこれに次いだ。四八万人の規模をもつ郡はあわせて五八郡で、これは総数九八郡の約六割にあたっている。こうしたいわば平均的な人口規模をもつ郡に対して、一二万人をこえる大規模な郡(邑)もかなりの数にのぼり、南部で二四郡、北部では一一郡に達し、それぞれ二割弱、一割強の比率を占めている。李朝時代、行政機構上道の中心的な位置にあった郡は、面積・人口ともに特に大きい規模をもつのが通例であった。今次の改正にあたって、郡が分割される例が少なかったため、これらの大郡にはかつての規模をもつて新郡の編成の中にくみこまれたものが多い。先の大規模な郡の多くはこれに該当するのである。図をみると、区画再編成の結果として規模の均一化の傾向をあきらかに読みとることができ、同時にこの均一化からはずれた大規模な郡の存在も一つの特徴といえよう。

各道ごとに規模の分布をみると、道によって多少の相違が認められる。規模が均一的であるという点では京畿道、江原道がもっとも典型的といえ、逆に忠清北道・平安南道・咸鏡北道などは特定規模に集中しない例といえよう。慶尚北、南両道の場合、平均値近くに郡数が集中しているが、それと共に大規模な郡も目立ち、先にのべた大郡が数多く分布していたことがわかる。江原道をのぞく北部の各道では南部にくらべて個々の郡の規模が不均一な傾向にあると

いえるが、これは新郡の多くが旧郡域を引き継いだため、旧郡の規模の差が解消できなかったものである。江原道の場合、区画の改変は少なかつたのであるから、均一的な規模は区画改正によって作り出されたのでなく、旧郡の規模の均一性に由来すると考えるべきである。

。区域（境界） 区域（境界）の検討に移るが、ここでは地形図を参考に新郡、旧郡それぞれの区域・境界について検討した結果をまとめてみたいと思う。資料の制約のためとりあえず対象地域を慶尙北道の北半から忠清北道の東部にかけたの地区（第2図の範囲）に限ることとした。この範囲におよそ新郡二五郡が含まれている。これまで述べた南部、北部の区分でいえばもちろん南部に含まれるから、郡の合併が多くみられること、小規模な（里・洞単位の）境界の変更が目立つことなどは南部の特徴をあらわしている。しかし飛地の解消、複雑な境界の単純化など境界線設定にみられる特徴はこの地域に限らず他の地域にもあてはめて考えられることといえよう。

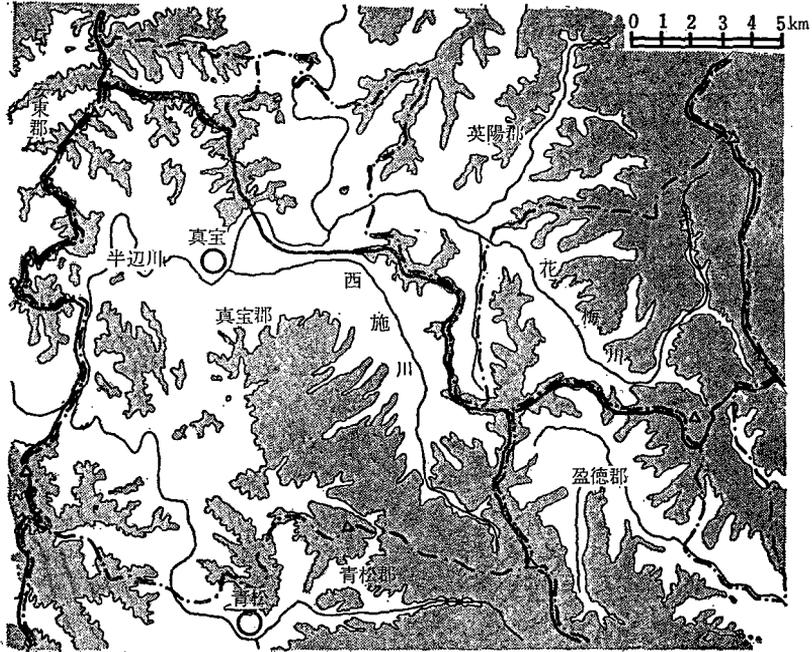
第2図を使って新郡、旧郡の区域の対照からはじめよう。今、部分的な境界の変更を除外して新郡と旧郡の関係をみると、旧郡四郡をあわせたもの一例（迎日郡）、三郡をあわせたもの三例（榮州郡、金泉郡、槐山郡）、旧郡一郡がほぼそのまま新郡に移行したものの六例（奉化郡、英陽郡、聞慶郡、善山郡、忠州郡、陰城郡）となるが、これに対して旧郡二郡をもって新郡を形成したものは一六例にのぼった⁽⁶⁾。こうして旧郡二郡で新郡一郡をつくる場合が多く、これがもっとも一般的なタイプであったといえる。

また、細部での境界の変更が随所にみられる反面、旧郡域が両断されるという場合は少なく、旧郡はそれまでの区域をほぼ保ちながら新郡の一部にくみこまれることが多かった。図中の旧郡について、かりに二面以上の範囲での分割が行なわれたものをあげると、慶尙北道の真宝郡、順興郡、竜宮郡、忠清北道の忠州郡の四例となる⁽⁷⁾。真宝郡

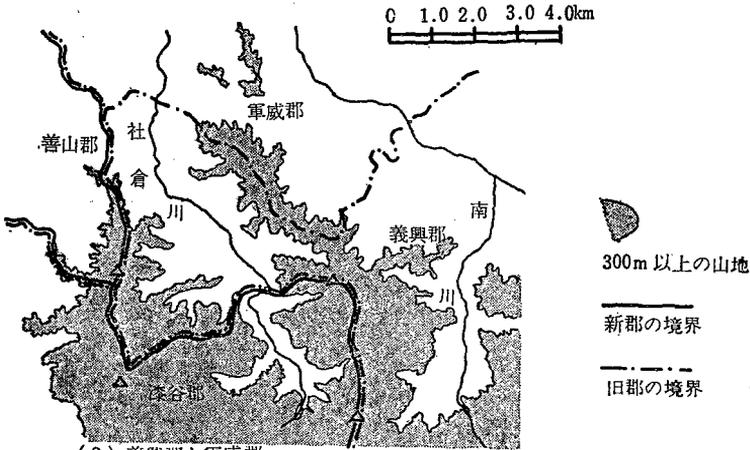
の場合、郡内の面数が六という小郡であり、青松郡と合併する際にそのうち二面が北の英陽郡に分割編入された。四例の中では旧郡域が両断されたという意味ではこれが最も近いものといえよう。残り三例についてみると、順興郡（一〇面中、三面）、竜宮郡（一二面中、二面）、忠州郡（二三面中、五面）ともに郡域の一部が変更されたというにとどまっている。真宝、竜宮、忠州三郡の分割は隣接郡との間の入りこんだ境界線を解消し、その単純化を目的としたもの、順興郡の場合は東隣の奉化郡が人口規模の小さい郡であったため、順興郡が南の栄川、豊基両郡と合併する際、その一部を分割し、奉化郡に編入したものである。

真宝郡などの郡域の分割にみられるように、隣接する郡域が相互に入り込み複雑な境界線をなすもの、飛地などはいずれも極力その簡明化、単純化がはかられている。図中で飛地は四ヶ所（栄川郡が二、永川郡、忠州郡、各一）が認められるが、合併、帰属郡の変更などの方法ですべて解消された。また入り込み部分が極端になり、事実上飛地に近いものも各所に認められたが、同様の方法でいずれも単純な境界線に置きかえられている。その一例に真宝郡と義興郡の場合をみてみよう。

真宝郡（第3図―1）は太白山脈の末端の西斜面に位置し、洛東江の支流、半边川の最上流域を占める山間の郡であった。図によるとその区域は西施川の上流から山嶺を越して東にのび、花梅川の上流域、さらに水系を異にする亀溪川最上流部に及んでいた（東面）。ここに北の英陽郡、南の盈徳郡の郡域が相互に入り込み、境界線および郡域がまことに複雑な状態で交錯し、東面の部分は真宝郡からみれば事実上飛地をなしていたといえる。新郡設定にあたって、この部分にはほぼ山嶺に沿うきわめて簡明な境界線が設定され、一部は英陽郡に、一部は盈徳郡に編入されることとなった。また真宝郡の北に接して西の安東郡の郡域が四〇〇メートル弱の峠をこえて東に入り込んでいたが、こ

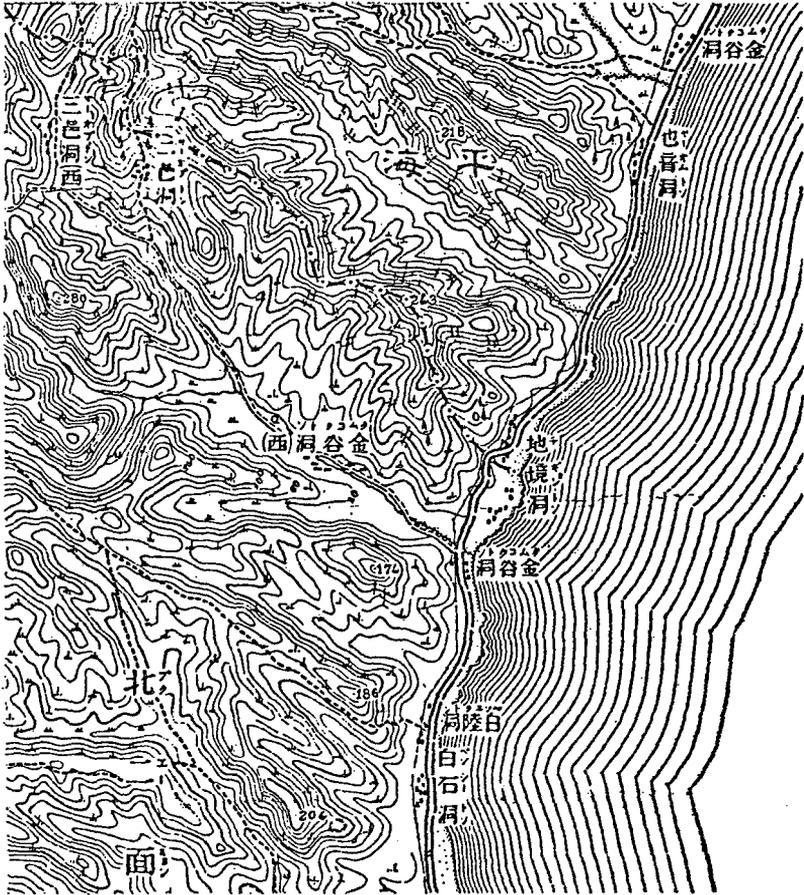


(1) 真宝郡とその周辺



(2) 義興郡と軍威郡

第3図 郡境変更の例 (郡名は旧郡名のみを示した)



第4図 「地境」地名をもつ集落

平海郡（北）と寧海郡（南）の境界部に位置する。
 ここは同時に江原道と慶尚北道の道境でもあった。

の部分も山嶺を
 走る新しい境界線
 でたち切れ英陽
 郡に編入されてい
 る。

第3図—2は義
 興、軍威、善山、
 漆谷の各郡が境を
 接する境界地帯で
 あるが、義興郡は
 東の南川流域から
 約四〇〇メートル
 の峠をこえて社倉
 川上流部にその区
 域をのぼし、ここ
 にも極端な入りこ
 み部分がみられる

(任西面)。この場合は、義興郡と軍威郡が合併することによって入り込み部分が解消されている。

このように各所の飛地、入り込み部分は、新しい境界線の設定、あるいは合併などによっていずれも解消された。それは機械的ともいえるやり方である。こうして複雑な境界をもった旧郡域は、きわめて単純化、簡明化された新郡域に組み込まれ、再編成されたのである。旧郡の境界付近に位置する集落の中に、「地境」の地名をもつものが随所に分布する(第4図(18))。郡境に由来する集落名であるが、新郡設定によって境界の変更が行なわれた場合いわずかつての郡境の位置を記憶させるものとして後に残ることとなったのである。

。郡庁所在地、郡名 新郡設定にあたって郡庁などの施設はなるべく旧来のものを使用する方針であったから、新郡庁所在地も当初はほとんど旧来の地を踏襲している。旧郡二郡以上が合併した場合は、旧郡のいずれか、より規模の大きい郡に郡庁が置かれる場合が通例であった(19)。前項で対象とした範囲で、新郡設定時に新たな位置に郡庁を移した例をみると、奉化郡(及城)、迎日郡(浦項)、金泉郡(金泉)の三郡がある。奉化郡の場合は、ほぼ郡の中央の春陽から郡の西端に近い及城に移ったのであるが、榮川、安東方面への交通条件のよい場所がえらばれたものである。迎日郡は旧郡四郡が、金泉郡は三郡が合併した例であるが、郡庁はいずれの旧郡中心地(邑)にも置かれず、浦項と金泉がその所在地となった。両者とも交通条件のよい、当時としては新興の市街地であることが考慮されたものである。付言すると、李朝末、地方行政改革が試みられた際にも、郡中心が移動する場合があったが、この区域では奉化郡と沃川郡にその例がみられる。したがって奉化郡の場合、短期間のうちに郡庁所在地が二度変更されたわけである。李朝時代の邑は、外寇に対する防禦を目的として位置が決められる傾向があり、中には周囲に耕地、集落をみない孤立した位置に立地するものもあったという。こうした位置は近代制度のもとでの行政中心としてはふさわしく

第3表 通例によらない新郡名

	新郡	旧郡	郡庁所在地
A	富川郡 洪城郡 延白郡	富平郡, 仁川府 洪州郡, 結城郡 延安郡, 白川郡	官庁里 洪州安 延
B	大田郡 論山郡 和順郡 高興郡 金泉郡 統營郡	懷徳郡, 鎮岑郡 恩津郡, 連山郡, 魯城郡 同福郡, 綾州郡 興陽郡, 突山郡 金山郡, 知礼郡, 開寧郡 竜南郡, 巨濟郡	大田 論山 和順 高興 金泉 統營
C	振威郡 牙山郡	振威郡, 平沢郡, 水原郡 温陽郡, 牙山郡, 新昌郡	平沢 温陽
D	迎日郡 栄州郡 平原郡	延日郡, 清河郡, 興海郡, 長善郡 栄川郡, 順興郡, 豊基郡 順安郡, 肅川郡, 永柔郡	浦項 栄川 永柔

A：合併した旧府郡名を折衷したもの

B：新しい郡庁所在地名を郡名としたもの

C：合併した旧郡のうち、郡庁が所在しない郡名をとったもの

D：その他（迎日郡については延日郡の「延」を同音の「迎」に変えた）

（越智唯七：新旧対照全道府郡面里洞名称一覧による）

ない場合が多く、おりから勃興をはじめた新興市街地や、交通条件のよい位置をえらんで郡中心が移動したのである⁽²⁰⁾。こうした理由で郡中心が移動した例は、李朝末にも、日本統治時代にも共通してみられる。新郡の郡名は、旧郡がそのまま新郡に移行した場合は旧郡名を、合併した場合は郡庁所在地の旧郡名を採用するというのもっとも一般的で、大部分の郡はこの方法によっている。第3表に示した一四例はいわばこの通例からはずれるものである。この

中では、郡庁が旧郡邑以外の地に置かれた場合、その所在地名を採用したものが六例でもっとも多い。こうした例外的な郡名が決定されるには相当の理由があったと考えられるが、それを知る十分な資料を持たないので、ここでは簡単に例示しておくにとどめる。

III 日本統治下の郡

。行政機関としての郡 日本統治下の朝鮮における地方制度は、一九一四年四月、区画改正と同時に施行された府制をはじめとして、島制、面制が順次施行され、途中、三・一運動後の改正などをへて一九三一（昭和六）年の府制、邑面制および二年後の一九三三（昭和八）年の道制の施行をもって最終的な確立をみるにいたった。こうして、地方行政組織として道—府・郡・島—邑・面という系列が出来上がり、道、府、邑、面は自治体としての機能をあわせもつこととなったのである。日本における地方行政の系列、府・県—市・郡—町・村、および自治体としての府、県、市、町・村にくらべあわせると、ここに型式上きわめて近似した機構が出来上ったわけである。郡については、日本の場合、大正一〇年の郡制廃止以降は自治体としての機能を失なったから、ともに自治体の系列からはずれている点も同様であった。しかし、日本では、府・県と町・村が行政体・自治体として確立してゆく過程でその中間に位置する郡は、その存在意義を次第に薄くしてゆくのに対し、朝鮮の郡は行政機関として重要な役割を持ちつづけた点にいちじるしい相違が認められる。行政事務の中で日本の郡ともっとも異なるものに、普通学校の運営があげられる²¹⁾。普通学校の設置については別に学校費令が定められていたが、それによると、①設立区域を決めること、②設立・維持のための費用を定めること、③その費用に関する事務を担当すること、④学校評議会の任命（のち選挙に変更）など学校運営に関するほとんどすべての権限が郡守の管掌するところであり、これは日本統治時代を通じて変ることがなかった。また邑面制以前、郡が面に対して持っていた権限として、①普通面²²⁾の諮問機関である協議会員の任免、②面吏員の任免・懲戒、③面吏員の給与、名誉職費用弁償額、などがあげられる。これをみると面は独立した行政機関とはいうものの、事実上郡行政の末端事務を担当するものにすぎないといってもよいほどであった。邑面制においては法制上の整備とともに、邑・面に属する権限も、以前に比べれば強められたのであるが、それでもやはり、

郡守（島司）が邑・面に対する第一次の監督者であり、監督上必要な命令、処分を行なう、と一般的に規定され、さらに邑・面吏員に対する懲戒、邑会・面協議会の停会などの権限も郡に属するものであった。また邑長が邑会の議決を再議に付す場合、選挙のやりなおしを行なう場合、面協議会が不成立で面長が専決処分をする場合、いずれも郡の「指揮」を受けて執行すること、と定められている。とくに面との関係からみて、郡にいちじるしく比重を置こうとする行政機構上の特色がここに色濃くあらわれているのである⁽²³⁾。

郡が自治体の機能をもたず行政体としての地位にとどまったことについては、「道、府、面という自治体の系列の中間に郡を純粹の行政機関として入れることが統治の形態として有効であった」と説明できよう⁽²⁴⁾。また日本の府・県と道と比較した場合、道の管轄範囲ははるかに大きく、道と末端との間に中間段階として郡が必要とされた、とも説明できる。しかし、さらにいうならば、このように郡が機構上重要な地位に置かれた基底に、李朝時代の郡を地方行政の末端とする統治の型式、および在地勢力を中核とする郡の統一性といった、本稿のはじめに述べた要因を考慮すべきである。いかなれば、それが弛緩し、解体する前に、あらためて再編成し、統治機構の中へ有効に組み入れ、かつ利用したとすべきなのであろう。

。新郡、旧郡の地方単位としての意味 最後に、このような郡の地方単位としての意味を考える参考として、鈴木栄太郎の郡に関する研究に簡単にふれてみたい⁽²⁵⁾。鈴木は朝鮮の村落社会、その構造を考える場合に、いわゆる「自然村」の社会的統一のほか、郡に顕著な統一性のみられることを特色としてあげ、その朝鮮村落に関する研究の中には郡にふれた個所が多い。ただ、彼の研究で「郡の社会的統一」をいう場合、直接的には儒教に関係する社会組織を扱っているため、必然的に旧郡に関する事柄が多く、それは同時に典型的には李朝時代の郡の統一性を示すものとなっ

ている。ここで一九四三年における調査の報告から郡についての研究を要約してみると、

- ① 調査時には、地方の文廟はまだ維持され、文廟（郷校）財産―土地―による収益で運営されていた²⁶。
- ② 郡（旧郡）の社会的統一はこの文廟を核とする儒林の社会的結束の中に典型的にみられる。
- ③ 文廟は郡合併後も旧郡に一ヶ所が維持され、旧郡が一部分割された場合も、組織は旧郡を単位として維持された。

などの諸点があげられよう。このような儒教に關係する諸施設を核に、そこに成立する社会集團の存在によって旧郡の統一性をみ、かつそれが調査時点に及んでいることを指摘したのである。

ただ、調査報告の中でも、儒教に關係する組織・行事・慣習など、すでに過去のものとして語られるものが多く、全体としていちじるしく衰退・消滅の方向にあったことも明らかである。したがって鈴木自身も旧郡の統一性を強調しつつ、同時に、「文廟が新郡にあわせて一ヶ所に整理されれば旧郡の社会的統一性は急速に弱まる」とも述べている。事実すでに文廟に關係する事業活動は、郡（新郡）庁が指揮、監督するようになり、かつては地方儒林の自治にまかされていた郷校財産は郡守が管理し、それに關係する事務は郡庁が担当することとなった。いわば旧郡の社会的統一の基本であった文廟、郷校財産の管理、運営が新郡に移行したのであり、その統一性の弛緩が指摘できるとともに新郡を単位とする再編成の方向へ向っていたといえよう。

新郡に関しては、多数の「官設的集團」の集積、それに伴う郡を単位とした社会關係の増大、などを強調しつつも、ごく一般的に述べるにとどまっている。新郡についてその統一性を考える場合、その質の変化に応じて新たな別の指標が必要であろうが、それも具体的には示されていない。ただ一つ、農会、金融組合、産業組合などの組織につ

いての報告をみると、農会は日本が町村農会を組織の末端としたのに対し、朝鮮では郡農会が末端で面以下を単位とする組織はなく、「面農会の設立の問題は緊迫した問題の一つと思われる」と述べている。また金融組合、産業組合も、郡あるいは数面を単位に設置されていたという。日本においてこのような組織が町村をその末端とする場合がきわめて一般的であるのにくらべると、組織が面以下に及ばない点は大きな特徴といえよう。こうした現象が一般的であったとすると、各種の組織、団体の末端が郡に集積することとなり、いわば新しい社会的統一を示す一つの指標となるものといえる。これが先にのべた行政機能の郡への集中と対応することはもちろんである。

結 び

日本統治時代初期における地方区画の改正は、統治する側からの必然的な要請によって実施されたものである。区画改正の内容を、規模の変化Ⅱ合併と、境界の明確化の二点に分けると、前者は行政機関の整備と、後者はこれにあわせて行なわれた土地調査事業との関連が考えられる。郡については、改正作業の途中で計画規模が変更されたため、北部の場合、規模の変化は小さかったものの、南部では双方の変更が加えられることになった。規模・境界線の設定などには極度に、といえるほど計画基準に忠実な部分が認められ、そこに「強行された」あとをみる事ができる。境界線については、山嶺に合わない部分、河川に合わない部分、飛地など、われわれがそこから「歴史」を読むとすることも可能な線も、区画改正によってその大部分は消滅した。こうして、日本の統治が具体的に展開される場が提供されたのである。

郡の地方単位としての内容については、大部分が将来に残されることとなったが、たしかに鈴木栄太郎のいうよう

に、日本の村落社会との格好の比較の材料を提供しているといえよう。また、朝鮮における郡と近い存在として中国の県があげられるが^(分)、これらについては今後、多方面からの検討が必要であると考ええる。

注

- (1) 一八九五年の地方制度の改革。普通、甲午の改革と呼んでいる。翌九六年にかけて、郡の合併、郡の新設等の変化も一部でみられた。麻生武亀、中央及地方制度史、『朝鮮史特別講座』所収。
- (2) たとえば、四方博、朝鮮における近代資本主義の成立過程（京城大学法文学部『朝鮮社会経済史研究』一九三二 所収）には、併合直前、度支部の調査報告書「土地調査参考書」や土地買占めを行なった日本人の談話を引用し、境界が不明確であること、近代的所有権が未確立であった事情が紹介されている。
また、区画改正前の地形図には面境界が記入されていない。おそらくにわかに決定できない部分、不明の部分が多かったためと考えられる。
- (3) 朝鮮総督府、施政三十年史、一九四〇八ページ。
- (4) 独立後の韓国の地方制度については、Humes, S. and Martin, E. M.: The Structure of Local Governments, throughout the World Hague, 1961 の韓国の項。また、郡の面の機構、運営については、梁会水、韓国山村落構造 ソウル 一九六七 を参照。朝鮮民主主義人民共和国の地方制度、地方区画の変化については、駒井正一、行政区画再編成の試みと社会主義的行政区画について 信州大学教養部紀要人文科学 第七号 一九七三 にくわしい。
- (5) 李朝時代、郡のほか、郡と同レベルのものに府・大都護府・牧・都護府・県があった。甲午の改革で府と郡に名称が整理される。本稿で「李朝時代の郡」という場合、通例にしたがってこれらをすべて含む総称として用いる。
- (6) 朝鮮史大系 近世史 一九二七、善生永助、朝鮮の聚落 前編（朝鮮総督府調査資料 第三八輯）一九三三、大内武次、李朝末の農村 京城大学法文学部『朝鮮社会経済史研究』所収 一九三二 および 鈴木栄太郎、朝鮮農村社会の研究 『鈴木栄太郎著作集』第五巻 未来社 一九七三 などを参照。

- (7) 注(5)でのべた郡レベルの行政府の長官の総称。
- (8) 規模に関する基準については、善生、注(6)前掲書五三四～五三五ページ。区域、境界設定の基準については、和田一郎、朝鮮土地税制度調査報告書一九二〇八五〇～八五一ページ。
- (9) 善生、注(6)前掲書に道庁役人として区画改正作業にたずさわった人の談として紹介されている。(注(8)と同一箇所)
- (10) 改正の翌年、一九一五年の島制施行により、鬱陵島、濟州島にこれが適用され、郡数は二を減じて二一八となった。
- (11) 本稿で南部と北部に区分する場合、南部はここに述べた京畿道から慶尚南道までの七道を、北部は黄海道から咸鏡北道までの六道を指すものとする。
- (12) 朝鮮総督府、大正九年最近朝鮮事情要覧による。
- (13) 改正作業の行なわれた一九一三年末の人口は一五、四五八、八六三、一九一八年の人口は一七、〇五七、〇三三人で、この間の増加率は一〇・三%となる。
- (14) 一九二五年の国勢調査の結果による。善生、注(6)前掲書、八九三～九〇六ページに掲載のものを利用した。
- (15) 改正時から人口が約二割増加しているため、これらの郡は改正時において「基準の一〇万人を越える規模をもっていた郡」といえることができよう。
- (16) 図中に郡名を示したものについて例数をだした。図に全域が示されていないものについては、越智唯七、新旧対照全道府郡面里洞名称一覧(一九一七)によって補った。
- (17) 旧忠州郡と淸風郡の区域、およびその境界について、地形図と越智、注(16)前掲書の間に関連がある。さらに確かめる資料をもたないので、本稿では一応、関係する部分については越智に依ることとした。第2図に示された区域、境界についても同様である。
- (18) 単に「地境」と称するほか、「地境洞」、「地境里」、「地境所」などの名称をもつものが多い。
- (19) 特殊なものとして、旧府域から分れて一郡となったものの中には、郡庁を自郡内に置かず、かつての中心地である府に置く場合があった。
- (20) 李朝時代の邑について、およびその近代以降の変化については、李琦錫、旧邑聚落に關する研究——京畿道を中心。大

韓地理学会「地理学」第三巻 一九六八 を参照した。

(21) 日本統治時代の小学校は、日本人を対象とする小学校と朝鮮人を対象とする普通学校に分けられていた。

(22) 一九三一年の邑面制施行までの面には、普通面と朝鮮総督が指定する指定面の区別があった。邑面制施行によって指定面は邑に移行した。

(23) 各時期の制令の内容については、善生、注(6)前掲書 五四六～五八三ページ。

(24) 渡辺学、朝鮮近代史。

(25) 鈴木栄太郎、注(6)前掲書。ここではその中で、「朝鮮の農村」、「朝鮮の農村社会集団について」、「朝鮮農村社会踏査記」(いずれも一九四三年)に報告されている内容に依った。

(26) 祭祀のための文廟、教育機関としての郷校はともに儒教に関係するもっとも基本的な施設である。李朝時代の邑において、行政関係の官衙と並んでその重要な構成要素であった。李朝時代の邑の復元については、李、注(20)前掲論文を参照。

(27) 旗田巍、中国村落と共同体理論 一九七三 岩波書店 Whiney, J. B. R.: CHINA: Area, Administration, and Nation Building などは、中国の県について述べた部分が多い。

(付記) 本稿をまとめるにあたり、名城大学樋口節夫助教授、名古屋大学石原潤助教授には種々のご教示、資料閲覧の便宜をいただいている。記して感謝の意を表する。